

医事紛争のしおり

病院機能評価と医療安全

岡山県医師会理事 増 山 寿

日本医療機能評価機構は、倫理と自立性を重んじ、中立的・科学的な立場で医療の質・安全の向上と信頼できる医療の確保に関する事業を行い、国民の健康と福祉の向上に寄与することを理念として、病院機能評価事業をはじめとして、産科医療補償制度運営事業、EBM医療情報事業、医療事故情報収集等事業、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業、認定病院患者安全推進事業など、多様な事業を推進しています。

中心的な事業の一つである病院機能評価事業は、病院の医療機能を学術的観点から中立的な立場で評価し、その結果明らかとなった課題の改善を支援する事業です。1997年の事業開始以来、医療環境の変化や受審病院のニーズに応じて、常に評価項目や評価手法を見直し、2018年からは特定機能病院や大学病院本院等を対象に継続的な質改善の取り組みやガバナンスの評価に重点を置いた新しい機能種別「一般病院3」を追加し、さらに、2023年からは、「一般病院3」で行ってきたカルテレビュー等の審査手法を他の機能種別にも展開しています。

評価項目は大きく分けて4領域あります。1領域（患者中心の医療の推進）では、主に患者の安全確保や倫理面などに対する病院組織の検討内容、意思決定といった基本的な姿勢、第2領域（良質な医療の実践1）では、主に病棟での患者への診療・ケアの実践状況、第3領域（良質な医療の実践2）では、主に各部門・各部署の機能の発揮状況や取り組み状況、そして第4領域（理念達成に向けた組織運営）では、主に病院全体の基盤となる病院組織の運営・管理状況などを確認しています。一般病院3では、9名のサーベイヤーが3日間にわたり4領域を様々な視点から、カルテレビューだけでなく現場で実際に実施されているかを確認した上で評価し改善点を指摘します。C評価となった項目は改善計画を報告し、実際に改善され、実施されたことが確認されて、はじめて合格となります。医療事故情報収集等事業などの情報を踏まえて、評価基準は求められるレベルが年々上昇しており、またサーベイヤーにより若干考え方も異なるところがあり、戸惑うこともあります。

前回の当院の機能評価でC評価となった項目のうち、例えば「患者が理解できるような説明を行い、同意を得ている」では、同意書の病院全体での統一フォーマット、IC時の同席基準の設定、認証・管理するインフォームド Consent 管理委員会設置、多職種および診療管理士による診療録監査に遵守状況をチェックする項目を追加するなどの対応を行いました。

近く受審する5年に一度の病院機能評価に向けて病院を挙げての準備にかけるエネルギーは膨大なものがありますが、継続して病院機能を改善していくことは非常に重要であり、その大切な通過点だと思います。受審準備、審査を経て様々な機能改善、レベルアップ、医療安全への意識向上を実感できる機会でもあります。審査を経て、さまざまな委員会が急増し業務が医療安全や診療担当の責任者など一部の担当者に集まり、過重な負荷がかかることがあり、適切な役割分担に注意する必要がありますが…。